

(その1)

令和 4 年 分
 (令和 年 月 日開催分)
収 支 報 告 書

令和 年 月 日受理

- (ふりがな) じゅうみんしゅとうあきたけんだいさんせんきょくしぶ
1. 政治団体の名称 自由民主党秋田県第三選挙区支部
2. 主たる事務所の所在地 大仙市大曲田町20-32
3. 代表者の氏名 御法川 信英
4. 会計責任者の氏名 佐藤 春男

事務担当者の氏名

鈴木 由希

(電話)

0187-63-5835



政39

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>御法川 信英</u>
公職の種類 <u>衆議院議員 (現職)</u>

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

収 入 総 額	十億 百万 千 円
35,169,974	35,169,974
(前年からの繰越額)	10,969,503
(本年の収入額)	24,200,471
支 出 総 額	
29,887,441	
翌年への繰越額	5,282,533

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	十億 百 千 円 1,240,400
員 数	人 1,426

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円 6,000,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	2,960,000	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	8,960,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア+イ)	8,960,000	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党本部	十億 百万 千 円 3,000,000	R4. 04. 06	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	R4. 04. 28	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	R4. 07. 29	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	R4. 10. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	R4. 12. 07	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	2,000,000	R4. 12. 23	東京都千代田区永田町1-11-23	政党交付金
自由民主党本部	500,000	R4. 05. 18	東京都千代田区永田町1-11-23	交付金
自由民主党本部	500,000	R4. 12. 07	東京都千代田区永田町1-11-23	交付金
こ の 頁 の 小 計	14,000,000			
合 計	14,000,000			

(その7①)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
御法川 信英	十億 百万 千 円 500,000	R4. 01. 31	大仙市大曲金谷町1-21			
〃	500,000	R4. 03. 01	〃			
〃	500,000	R4. 03. 31	〃			
〃	500,000	R4. 04. 25	〃			
〃	500,000	R4. 05. 31	〃			
〃	500,000	R4. 06. 30	〃			
〃	500,000	R4. 08. 01	〃			
〃	500,000	R4. 08. 31	〃			
〃	500,000	R4. 10. 03	〃			
〃	500,000	R4. 11. 02	〃			
〃	500,000	R4. 11. 30	〃			
〃	500,000	R4. 12. 27	〃			
この頁の小計	6,000,000					
その他の寄附	0					
合計	6,000,000					

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人・その他の団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
(株)畠山建設工業	十億 百万 千 円 5,000	R4.01.31	仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	畠山 隆太郎		
〃	5,000	R4.02.28	〃	〃		
〃	5,000	R4.03.31	〃	〃		
〃	5,000	R4.04.28	〃	〃		
〃	5,000	R4.05.31	〃	〃		
〃	5,000	R4.06.30	〃	〃		
〃	5,000	R4.08.01	〃	〃		
〃	5,000	R4.08.31	〃	〃		
〃	5,000	R4.09.30	〃	〃		
〃	5,000	R4.10.31	〃	〃		
〃	5,000	R4.11.30	〃	〃		
〃	5,000	R4.12.30	〃	〃		
(株)高修興業	500,000	R4.05.13	湯沢市小野字小町100	高橋 譲		
(株)こまち運建	500,000	R4.05.13	湯沢市小野字小町100	高橋 キヨ		
渡部工業(有)	1,000,000	R4.10.24	横手市平鹿町樽見内小豆田256	渡部 貢		
この頁の小計	2,060,000					
その他の寄附	0					
合計						

(その7②)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人・その他の団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
(株)タカクワアンセスター	十億 百万 千 円 100,000	R4.06.13	東京都目黒区駒場2-1-7駒場パークサイドヒルズビル2F	高桑 昌彦		
(株)マルサ建設	500,000	R4.08.09	横手市十文字町睦合字川前139-1	高橋 義美		
(株)ニトリホールディングス	300,000	R4.12.30	東京都北区神谷3丁目6番20号	似鳥 昭雄		
この頁の小計	900,000					
その他の寄附	0					
合計	2,960,000					

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金 額	備 考
項 目		十 億 百 万 千 円	
1 経常経費	(1) 人 件 費	12,026,870	
	(2) 光 熱 水 費	35,996	✓
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	2,105,295	✓
	(4) 事 務 所 費	3,018,976	✓
	小 計 (A)	17,187,137	✓
2 政治活動費	(1) 組 織 活 動 費	108,304	✓
	(2) 選 挙 関 係 費	0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア、イ、ウ、エの合計)	792,000	✓
	(ア) 機関紙誌の発行事業費	154,000	✓
	(イ) 宣 伝 事 業 費	638,000	✓
	(ウ) 政治資金パーティー開催事業費	0	
	(エ) そ の 他 の 事 業 費	0	
	(4) 調 査 研 究 費	0	
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	11,800,000	✓
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計 (B)	12,700,304	✓	
合 計 (A+B)	29,887,441	✓	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳			項目別区分		
支出の目的	金額	年月日	光熱水費		
			支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
この頁の小計	0				
その他の支出	35,996				
合計	35,996				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分		備品・消耗品費	備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		
ガソリン代	十億 百万 千 円 86,635	R4.01.28	鈴木商事(株)	大仙市大曲日の出町2丁目3-3		
〃	68,071	R4.02.18	〃	〃		
〃	48,079	R4.03.18	〃	〃		
〃	67,364	R4.04.25	〃	〃		
〃	76,866	R4.05.19	〃	〃		
〃	79,951	R4.06.30	〃	〃		
〃	107,675	R4.07.19	〃	〃		
〃	97,595	R4.08.29	〃	〃		
〃	70,797	R4.09.29	〃	〃		
〃	69,243	R4.10.20	〃	〃		
〃	65,890	R4.11.18	〃	〃		
〃	58,391	R4.12.20	〃	〃		
〃	41,765	R4.01.20	鈴木正俊商店(有)	大仙市角間川町字西本町8		
〃	28,654	R4.02.10	〃	〃		
〃	33,528	R4.03.10	〃	〃		
この頁の小計	1,000,504					
その他の支出	0					
合計						

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分			備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
ガソリン代	十億 百万 千 円 46,300	R4.04.08	鈴木正俊商店(有)	大仙市角間川町字西本町8			
〃	23,777	R4.05.10	〃	〃			
〃	35,370	R4.06.09	〃	〃			
〃	45,324	R4.07.08	〃	〃			
〃	42,016	R4.08.10	〃	〃			
〃	50,524	R4.09.09	〃	〃			
〃	50,180	R4.10.07	〃	〃			
〃	42,728	R4.11.10	〃	〃			
〃	38,644	R4.12.09	〃	〃			
灯油代	16,221	R4.01.28	鈴木商事(株)	大仙市大曲日の出町2丁目3-3			
〃	21,318	R4.03.18	〃	〃			
〃	15,730	R4.11.18	〃	〃			
コピー代	54,713	R4.01.31	富士フィルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92			
〃	43,748	R4.02.28	〃	〃			
〃	38,735	R4.03.31	〃	〃			
この頁の小計	565,328						
その他の支出	0						
合計							

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
コピー代	十億 百万 千 円 40,336	R4. 04. 27	富士フィルムBI秋田(株)	秋田市川尻町字大川反170-92	
〃	57,557	R4. 05. 31	〃	〃	
〃	109,914	R4. 06. 28	〃	〃	
〃	88,928	R4. 07. 29	〃	〃	
〃	39,818	R4. 08. 30	〃	〃	
〃	23,434	R4. 09. 30	〃	〃	
〃	24,242	R4. 10. 31	〃	〃	
〃	21,957	R4. 11. 30	〃	〃	
〃	38,494	R4. 12. 26	〃	〃	
住宅地図代金	36,575	R4. 10. 07	(株)ゼンリン	秋田市山王6-9-25山王SEビル6F	
この頁の小計	481,255				
その他の支出	58,208				
合計	2,105,295				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
家賃	十億 百万 千 円 220,000	R4.01.21	今野 悦代	大仙市大曲日の出町1-4-10	
〃	220,000	R4.02.21	〃	〃	
〃	220,000	R4.03.24	〃	〃	
〃	220,000	R4.04.22	〃	〃	
〃	220,000	R4.05.23	〃	〃	
〃	220,000	R4.06.20	〃	〃	
〃	220,000	R4.07.21	〃	〃	
〃	220,000	R4.08.22	〃	〃	
〃	220,000	R4.09.21	〃	〃	
〃	220,000	R4.10.21	〃	〃	
〃	220,000	R4.11.21	〃	〃	
〃	220,000	R4.12.21	〃	〃	
除雪費	72,540	R4.07.22	(株)ツインズ	大仙市大曲町20-39田町レジデンスⅡ2-2	
顧問報酬	78,336	R4.01.24	中小企業活性化サポート	秋田市卸町1-3-2 秋ト協ビル2F	
顧問報酬	64,365	R4.07.22	〃	〃	
この頁の小計	2,855,241				
その他の支出	0				
合計					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
監査報酬	十億 百万 千 円 30,000	R4. 05. 26	高橋茂輝税理士事務所	雄勝郡羽後町大久保字柏原101-1	
メールサーバー年間利用料	46,200	R4. 07. 06	(株)ASTコンサルタント	大仙市大曲日の出町1丁目38-16	
郵便料金	63,216	R4. 04. 28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	139,416				
その他の支出	24,319				
合計	3,018,976				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (会議費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
会場借上料	十億 百万 千 円 33,000	R4.06.20	大曲エンパイヤホテル	大仙市大曲白金町8番17号	
会場使用料	75,304	R4.06.13	(株)本荘グランドホテル	由利本荘市岩渕下254	
この頁の小計	108,304				
その他の支出	0				
合計	108,304				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 機関紙誌の発行业務費 (印刷製本費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
為書き作成・印刷代	十億 百万 千 円 154,000	R4. 09. 16	大曲タイプ社	大仙市大曲栄町13番64-8号	
この頁の小計	154,000				
その他の支出	0				
合計	154,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費 (ポスター作成費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ポスター作成代	十億 百万 千 円 638,000	R4.05.19	株販促	大仙市大曲福見町7-67-16	
この頁の小計	638,000				
その他の支出	0				
合計	638,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 寄附・交付金 (寄附金)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附金	十億 百万 千 円 4,000,000	R4. 2. 1	経済調査会	大仙市大曲田町20-32	
寄附金	2,000,000	R4. 4. 1	経済調査会	大仙市大曲田町20-32	
寄附金	2,000,000	R4. 6. 9	経済調査会	大仙市大曲田町20-32	
寄附金	1,500,000	R4. 7. 29	経済調査会	大仙市大曲田町20-32	
寄附金	2,300,000	R4. 11. 10	経済調査会	大仙市大曲田町20-32	
この頁の小計	11,800,000				
その他の支出	0				
合計	11,800,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 26 日

政治団体の名称 自由民主党秋田県第三選挙区支部

会計責任者の氏名 佐藤 春男



※ 代表者の氏名



※ 解散の場合のみ代表者も署名・捺印すること。

政治資金監査報告書

令和 5 年 5 月 24 日

自由民主党秋田県第三選挙区支部

支部長 御法川 信英 殿

登録政治資金監査人 高橋 茂輝

登録番号 第 3247号

研修了年月日 平成 22 年 3 月 12 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、自由民主党秋田県第三選挙区支部の令和 4 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、自由民主党秋田県第三選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

自由民主党秋田県第三選挙区支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以上